

平成20年度

## 長野市内ダイオキシン類、有害大気汚染物質及びアスベスト調査結果並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所が実施したダイオキシン類の測定結果について

平成21年6月8日(月)  
環境部環境政策課  
担当 徳永、中嶋、小林  
電話026-224-8034(直通) 内線3014

長野市では、平成10年度から環境中のダイオキシン類及び有害大気汚染物質について継続的に調査を実施しており、平成18年度からは環境大気中のアスベスト調査も実施しています。

この度、平成20年度に実施した調査結果がまとまりましたので公表します。

また、ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により行われた特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の測定結果についても公表します。

**環境ダイオキシン類調査結果【別紙1 - 1, 2】**

- ・ 長野市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類の調査を実施している。
- ・ 平成20年度に実施した大気、水質、底質、土壌の調査結果がまとまったことから公表する。
- ・ 調査地点
  - 大気 12地点(一般環境2地点、固定発生源周辺10地点)
  - 水質 5地点(河川4地点、地下水1地点)
  - 底質 4地点(河川4地点)
  - 土壌 10地点(一般環境5地点、固定発生源周辺5地点)
- ・ 大気、水質、底質、土壌のすべての地点において環境基準を達成した。

**有害大気汚染物質調査結果**

鍋屋田自動車排ガス測定局、篠ノ井一般環境大気測定局【別紙2 - 1】

- ・ 長野市では、大気汚染防止法の改正により有害大気汚染物質(継続的に摂取される場合に人の健康を損なう恐れのある物質で大気汚染の原因となるもの)のうち22物質が優先取組物質として指定されたことから、平成10年度よりこれらについて調査を実施している。
- ・ 昨年度に引き続き12回実施した調査の結果がまとまったことから公表する。
- ・ 環境基準値及び指針値の設定されている項目については、いずれも基準値を下回った。

### 南長池児童遊園地【別紙 2 - 2】

- ・ 木工団地に建設された民間の容器包装リサイクル法に係る廃プラスチックリサイクル施設周辺において、施設の環境への影響を危惧する地元住民からの希望により、平成14年度から追加して調査を実施している。
- ・ 昨年度に引き続き 4 回実施した調査の結果がまとまったことから公表する。
- ・ 環境基準及び指針値の設定されている項目及びシックハウス室内濃度指針値（厚生労働省により策定）が設定されている項目については、いずれも基準値を下回った。

### アスベスト結果【別紙 3】

- ・ 市内 2 地点と補助点 2 地点の合計 4 地点で環境大気中のアスベスト濃度を測定した。
- ・ アスベスト等繊維数の結果は県等の一般環境大気の調査結果と同程度であった。

### 事業所が実施したダイオキシン類の測定結果

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、実施された特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の平成20年度分の測定結果がまとまったので公表する。【別紙 4 - 1 , 2】
- ・ 大気基準適用施設については、19施設から排出ガス濃度の報告があり、すべて排出基準を満たしていた。なお、報告されなかった 7 施設のうち、6 施設は休止中となっており、1 施設が廃止となった。
- ・ 水質基準適用施設については、報告対象 3 施設の全てから排水濃度の報告があり、すべて排出基準を満たしていた。なお、循環使用等により公共用水または下水道へ汚水等を排出しない施設は報告義務が免除されている。
- ・ 特定施設のうち廃棄物焼却炉は、焼却炉から排出される燃え殻及びばいじん中のダイオキシン類を測定することが義務づけられている。排出基準はないが、廃棄物処理法の処理基準により処理しなければならない。なお、燃え殻については17施設から、ばいじんについては13施設から報告があった。